

京都市女性協会に対する賃金支払を求める裁判について
差別処遇を是正する判決を求める要請書賛同署名のお願い

京都市女性協会が管理・運営する「京都市男女共同参画センター」で働く嘱託職員(7時間労働と8時間労働)は、1994年の開館当初から1年契約を繰り返して働くことを余儀なくされてきました。

2005年12月に私たち嘱託職員が一致して処遇改善を被告協会に求めたのは、一般職員と同じように仕事を分担しているとの思いを強く持っていたからでした。その思いは、職務担当者として一般職員と机を並べて同等の仕事を分担し、同等の責任を果たしているという実績と、日々の経験に基づくものでした。しかし、被告協会は、嘱託職員の処遇改善要求を、真摯に誠意を持って受け止めるという姿勢は全くありませんでした。被告協会はこのような不当な処遇が当たり前に通うと考えていたのです。ですから、京都労働局長の助言・指導を受けても、その趣旨を理解することなく無視し、嘱託職員の処遇を考え直す機会として活かすことはありませんでした。

私は最後の手段として、2006年12月20日、過去3年間の正規職員との賃金差額の支払いを求める裁判を京都地方裁判所に起こしました。

2007年12月、被告協会は和解を前提とする処遇改善の話し合いを提案してきました。その内容は、(1)話し合いシステムをきちんと確保できる対応を和解の場で交渉する、(2)嘱託職員・相談員の労働条件の基準を明確にする、(3)相談員の賃金を上げる方向で努力したい、(4)原告については金額の支払いは難しい、というものでした。既に退職していた私は、この提案は受け入れられないと回答しました。

裁判は2008年4月30日に結審し、7月9日に判決が行われます。つきましては、原告の訴える差別処遇を是正の判決を求める別紙の要請書にご賛同くださいますよう、お願い申し上げます。

賛同の意思につきましては、住所・氏名をご記入の上、下記にお送りくださいますようお願いいたします。

第1回の署名提出日は5月30日(金)を予定しています。

(Eメール・FAXいずれも可)

Eメール: mygw379@soleil.ocn.ne.jp

FAX: 075-256-2198(市民共同法律事務所 気付)

2008年5月17日

ウイングス京都(京都市女性協会)裁判 原告 伊藤 真理子

弁護団 弁護士 中村和雄

弁護士 村松いづみ

弁護士 大脇美保

弁護士 大島麻子

弁護士 武田真由

京都市女性協会に対する賃金等支払請求事件について
差別処遇を是正する判決を求める要請書

1993年に発足した財団法人京都市女性協会は、京都市男女共同参画センター（ウイングス京都）の管理・運営を京都市から受託するとともに、「京都市男女共同参画推進条例」、「きょうと男女共同参画推進プラン」の理念・目標にそって、関連機関・団体とのネットワークの構築を図りつつ、男女がそれぞれ個性と能力を十分に発揮できる社会づくりを進めるための事業を中心に幅広く展開する京都市の外郭団体です。

京都市女性協会は一般職員と嘱託職員の2種の形態で職員を雇用しています。年々仕事量が増えていき、専門性が求められるようになり、一般職員と同じ仕事を果たしているにもかかわらず、嘱託職員の給料は1999年以降、14万2千円（7時間勤務）、16万2千円（8時間勤務）に据え置かれたままでした。

2005年10月、一般職員の新給与体系が回覧され、嘱託職員と一般職員の賃金格差が1：2程度に達していることが明らかになり、嘱託職員は契約更新のヒアリングで初めて処遇改善を要求しました。これに対し京都市女性協会の管理職は「嘱託職員の給料の低さは管理職で話題になっている。しかし、予算が決まっているので、嘱託職員の給料を上げるためにはプロパー職員の給料を下げるしかなく、それはできない」と回答し、差別是正を拒否しました。

本件は、男女共同参画センターという人権と平等の実現をめざす職場における差別処遇の是正を求める裁判です。

男女共同参画社会を提唱する京都市女性協会の非正規労働者に対する差別は、人道的にも、憲法や労働基準法の理念からも外れるものであることは明かです。

貴裁判所が、本件を厳正に審理され、京都市女性協会の差別処遇を是正する公正な判決を下されることを要請します。

2008年 月 日

住所

氏名